

移動販売車を活用した集落の維持活性化事業仕様書

1. 業務名称

移動販売車を活用した集落の維持活性化事業

2. 業務の目的

日常の買い物が困難な高齢者等を支援するため、移動販売車で食料品、日用品等の生活必需品を販売することで、高齢者等に外出による買い物の機会及び近隣住民がつながる場を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境の充実に努めるとともに、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握を行うことで、集落の維持、活性化につなげることを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 移動販売車の運行

移動販売に係る関係法令を順守し、次のとおり移動販売車を運行すること。

①運行に係る連携等

受託者は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、東通村と連携し、業務を実施すること。

②運行場所

村内全域を運行するものとする。

③運行期間

契約の日から5年間

④運行日等

週5日以上運行することとし、委託料を算出する1月あたりの対象日数は30日以内とする。

⑤運行回数

運行は、1日2集落以上とし、1集落あたりの運行回数は、原則として1週間に1回とする。

※実際に事業を実施し不都合が生じた場合は、委託者と受託者双方による協議により運行日、運行回数を変更する。

⑥運行時間等

1日あたりの運行時間は、車両の点検、仕入れ等の準備、積込み、販売時間、残品整理、移動時間を含み、8時間以内とする。

⑦運行体制

1台につき2名とする。ただし、運行（販売）は食品衛生責任者の資格を有する者が行わなければならない。

⑧運行日誌の作成

村が別に指示する項目を記載した、日々の運行日誌を作成すること。

⑨使用車両

道路交通法等関係法令に適合し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）上必要な設備

等を有した車両を使用すること。

(2) 移動販売車両の準備及び改造

移動販売に係る関係法令を順守し、上記(1)の移動販売車の運行に適当な車両を 台 準備し、必要な改造を行うこと。

①車両の仕様等

別紙、移動販売車仕様書のとおり。または、同等以上のものとする。

②車両の登録手続き

車両の所有権及び使用权は受託者に帰属するので、受託者において、車両登録等の諸手続きを行うこと。なお、登録は 8 ナンバーの「特種用途自動車」とする。

③任意保険への加入

交通事故等の損害賠償に充てるため、受託者において、任意保険契約を締結すること。

④表示等

村が示したデザインを車両本体にラッピングすること。

(3) 保健所への営業許可等の手続き

移動販売に係る関係法令に基づき、移動販売車による営業を開始するために必要な許可や認定を受けること。

(4) 移動販売車両の維持管理

受託者は移動販売車両を万全な注意を払って、善良に管理、保管するものとする。

(5) 移動販売利用者への声かけ

移動販売を行う際に、利用者に積極的に声かけを行い、安否等の情報を収集するとともに、行政上の対応が必要であると判断された場合、東通村へ連絡すること。併せて、集落の巡回、状況把握を実施し、関係機関と共有すること。

(6) 啓発活動

移動販売車運行事業の利用者拡大に向けた啓発活動を行うこと。

5. 委託契約に含まれる費用

(1) 車両の準備及び改造費

(2) 食品衛生法等に係る営業許可の取得に要する経費（申請手数料及び食品衛生責任者養成講習会受講料等）

(3) 自動車検査登録手数料

(4) 車庫証明手数料

(5) 自賠償保険料（25 ヶ月）

(6) 自動車取得税

(7) 自動車重量税

(8) リサイクル費用

- (9) 運行開始準備者及び販売者（運転手）の人件費
- (10) 車検・定期点検、日常点検に要する経費
- (11) 車両修繕料
- (12) 燃料費
- (13) 車両の維持管理に要する経費（エンジンオイル、消耗品等）
- (14) その他運行事業に必要な事務経費（備品費、消耗品費、通信運搬費等）

6. 委託業務に係る経理等

- (1) 本業務の経理は、他の事業と区別して管理すること。
- (2) 本業務による売上げは、全額、受託者の収入とする。
- (3) 委託契約に含まれる経費の範囲を超える部分については、受託者が負担すること。
- (4) 本業務の実施に係る周知・広報の費用は東通村が負担する。

7. その他

- (1) 地域住民との良好な関係維持及び積極的な地域貢献を心掛けること。
- (2) 車両の準備及び取扱商品の仕入れは、原則、下北郡内の事業所等で対応すること。
- (3) 委託期間終了後も受託者の収益事業として自立し、開始年を含めて5年以上継続すること。
- (4) 移動販売車を本業務以外に使用すること、また、受託者以外の第三者に貸与及び使用させることを禁止する。
- (5) 移動販売車の運行にあたっては安全運転を心掛け、道路交通法等の関係法令を順守すること。
- (6) 受託者は委託期間終了後も会計関係帳簿等の事業に関する書類を5年間保管しておくこと。また、東通村の依頼により会計関係帳簿等の事業に関する書類を提供すること。
- (7) 本業務の実施に関連して、苦情、事故その他業務実施に支障のある事案が発生した場合は速やかに東通村に報告し、その指示を受けること。
- (8) 受託者が第三者に損害を与えた場合、受託者の従業員や機械・設備に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (9) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、東通村個人情報保護条例（平成18年3月16日条例第17号）に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

8. 業務上の留意事項

仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。